

前近代の日韓関係と対外戦争

—「朝鮮の役」の諸問題—

太田 秀春

1. はじめに

16世紀末(1592～1598年)に勃発した東アジア地域の一大戦争は、日本では文禄・慶長の役、韓国では壬辰・丁酉倭乱、北朝鮮では壬辰祖国戦争、中国では万曆朝鮮役などと呼称されている。これらの呼称から明らかなように、従来はそれぞれの立場から見た研究がなされてきたが、近年ではこのような状況からさらに一步進んで国際的な観点からとらえなおす研究がなされつつある。この戦争に関する新たな研究の展開のためには、近代以降の概念やそれぞれの立場から脱却したフラットな視線や呼称が必要である。そこで、本稿では日本(豊臣政権)、朝鮮(朝鮮王朝)、中国(明)が朝鮮半島を舞台に繰り広げた戦争という意味で、この戦争のことを「朝鮮の役」と呼ぶこととする¹。

一般的に「朝鮮の役」の概説的な理解としては、①当初鉄砲で武装した日本軍が破竹の勢いで朝鮮に侵攻、②明軍の襲来や李舜臣の率いる朝鮮水軍の活躍、民衆の抵抗(義兵)などによって戦局が転換、③多くの日本軍が朝鮮側に投降(降倭)、④豊臣秀吉の死を契機に日本軍が撤退、⑤戦後、朝鮮から日本への陶磁器製造・活字印刷技術、最新の儒教などが伝播、といったものがあげられよう。

「朝鮮の役」は、その性格上、日韓の関係史や交流史を考える上できわめて重要な歴史事項であり、教科書でも必ず記述されるものである²。また、第1期日韓歴史共同研究でも取り上げられており、その中でいくつかの課題も出されている。本稿では、教科書の記述内容と第1期共同研究で出された課題、そして自身の研究とを関連させつつ考察をおこなっていきたい。

¹ 「役」には、国境の守備、戦い、兵士、労役などの字義がある(『大漢和辞典』巻4)。「朝鮮の役」については、近年、東アジア三国戦争という国際的な視点からとらえ直そうという試みのなかで、「壬辰戦争」という呼称も提唱されている。東アジア三国の伝統的年代表記法である十干十二支を用いて、戦争が勃発した年が「壬辰」であり、朝鮮半島が主戦場であったことから、韓国語の発音で「壬辰」を「イムジン」と呼ぶというものである(鄭杜熙・李環珣編著『壬辰戦争—16世紀日・朝・中の国際戦争—』明石書店、2008)。斬新な提唱ではあるが、現段階では「壬辰戦争」という呼称がまだ一般化しておらず、今後定着するかどうか不明な部分もあるので、本稿ではとりあえず「朝鮮の役」という呼称を用いたい。その意図するところは、国際的な視点でとらえ直そうとする「壬辰戦争」という呼称と同様のものである。

² 「朝鮮の役」を総括した最近の代表的な研究として、六反田豊ほか『文禄・慶長の役(壬辰倭乱)』日韓歴史共同研究報告書、2005。北島万次「豊臣政権の朝鮮侵略に関する学説史的研究」(同『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』校倉書房、1990)。呉宗録「壬辰倭乱～丙子胡乱時期軍事史研究의 現状과 課題」『軍史』38号、1999を挙げておく。また、「朝鮮の役」全般についての近年の研究成果としては、中野等『文禄・慶長の役(戦争の日本史16)』吉川弘文館、2008。中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』吉川弘文館、2006を挙げておく。本稿も「朝鮮の役」の全般的な記述はこれらの業績に負うところが大きい。

2. 「朝鮮の役」に関する教科書の記述と課題

2.1. 日本の歴史教科書

ここでは日韓双方の歴史教科書について、特に記述が詳細になされている高校の歴史教科書を取り上げて、その内容を概観しておきたい。

まず、日本の高校教科書については、近現代史を中心にあつかう日本史Aと通史を中心にあつかう日本史Bとがあるが、ここでは日本史Bの教科書として圧倒的なシェアを有している『詳説 日本史』を取り上げてみていきたい³。

「朝鮮の役」の記述は【秀吉の対外政策と朝鮮侵略】で記述されている。このなかで、戦争の要因については、当時の東アジアの国際関係が明の衰退によって従来の伝統的な国際秩序が変化しつつあった背景を述べ、「全国を統一した秀吉は、この情勢のなかで、日本を東アジアの中心とする新しい国際秩序をつくることをこころざし」、朝鮮に入貢と明へ出兵するための先導を求めた、としている。戦争の経緯については、緒戦の勝利を「鉄砲の威力など」によるものとし、「李舜臣の率いる朝鮮水軍の活躍や朝鮮義兵の抵抗、明の援軍などにより、次第に戦局は不利になった」。そのため、明との間で講和交渉をおこなったが決裂、再度出兵したが苦戦を強いられ秀吉の死によって撤兵したと記述している。これらの理解を助けるために「文祿・慶長の役要図」を掲載し、両役の戦域や小西行長・加藤清正の経路を図示している。また、戦争の結果については、「朝鮮の人びとを戦渦にまき込み多くの被害をあたえた。また、国内的にはばう大な戦費と兵力を無駄についやす結果となり、豊臣政権を衰退させる要因となった」と結んでいる。また、戦後の影響については、【桃山美術】において活字印刷術が伝えられたことが触れられている。

日本側教科書では、従来の『詳説 日本史』では、緒戦の勝利を「新兵器の鉄砲の威力など」と鉄砲について新兵器との修辭を付しているが、これが後になくなっていく。また、戦局が転換する理由について、「李舜臣のひきいる朝鮮水軍の活躍や朝鮮義兵の抵抗、明の援軍により日本軍は補給路をたたれ、しだいに戦局は不利になった」と、補給路を断たれた点をあげているが、最近のものではこれらの記述がみあたらなくなっている⁴。記述内容も、後述の韓国の教科書と比べると、平板なトーンで歴史的事実を記述しているといったスタイルである。

2.2. 韓国の歴史教科書

次に、韓国の歴史教科書についてみていきたい⁵。「朝鮮の役」については、「壬乱と胡乱」という項の中で記述されている。まず「朝鮮の役」の勃発については、その要因を豊臣秀吉が「国内政権の安定のために、不平勢力の関心を外に向けさせ、あわせて自身の征服欲を満足させる」ために、朝鮮と明に侵攻したとしている。

³ 『詳説 日本史 改訂版』山川出版社、2008

⁴ 『詳説 日本史』山川出版社、2001

⁵ 『高等学校 国史(上)』教育部、1999

小見出し【壬辰倭乱の勃発】では、戦闘の経緯について、釜山鎮と東萊城における鄭撥と宋象賢の奮戦、忠州での申砦の防戦、ソウル・平壤の陥落、咸興道への日本軍の侵入などを、時間を追って記述している。続く【水軍の勝利】では、陸地における朝鮮軍が不利だったのに対して、海上では李舜臣の率いる水軍が活躍したことを比較的詳細に記述し、主な海戦や水軍の動きを図示した「壬辰倭乱海戦図」も掲載されている。その中で、水軍については、「彼(李舜臣:引用者注)は倭軍が釜山に上陸するや、80余席の船を率いて玉浦で最初の勝利を収めた。つづいて、泗川、唐浦、唐項浦、などで大勝した。ついには閑山島大捷で南海の制海権を掌握し、穀倉地帯である全羅道地方を守ることとなり、倭軍の水陸並進作戦を挫折させた」と、その活動を具体的に記述している。

また、【義兵の抗戦】では、具体的な義兵将の名をあげながら、その活動が水軍と共に戦局の転換に寄与したことを述べている。こちらにも「官軍と義兵の活動」という挿図を掲載して、日本軍の侵入路と朝・明軍の進撃路、激戦地、義兵の活動地などを示し、理解を助けている。そして、【倭乱の克服】では、水軍と義兵の活躍によって戦局が逆転し、講和交渉に入ったこと、交渉決裂後に再び日本軍が侵入したが、朝・明連合軍が北上を防ぎ、海上では李舜臣が鳴梁海戦で大勝利を得たことを記述している。つづけて、惨敗によって戦意を喪失した日本軍は敗走を開始し、朝鮮水軍は逃亡する日本軍数百隻を露梁海戦でまらぶせ、最後の一撃を加えたとし、李舜臣はこの最後の戦闘で「壮烈な」戦死を遂げたと結んでいる。

最後に、【倭乱の影響】では、朝鮮側が勝利できた要因を「わが民族が持っていた潜在的力が優れていたため」とし、具体例として官軍の国防能力は日本に劣っていたが「全国民的次元の国防能力は日本を凌駕した」とし、「わが民族は身分の貴賤や男女老若を問わず文化的な優越感に満たされて自発的な戦闘意識を持っていた」と述べている。そして「こうした精神力が国防能力に作用して倭軍を撃退させることができる力になった」としている。また、国内の被害状況のほかに、アジアの形成の変化として北方の女真族の台頭、日本については、「東アジアの文化的後進国であった日本は、活字、書籍、絵画、陶磁器などの文化財を略奪し、多くの技術者と学者等を拉致していった。これとともに朝鮮の性理学も伝えられ日本の文化発展に大きな影響を及ぼした」と、日本側の「文化略奪」についても言及している。

これらの記述は、それ以前の教科書が戦争の要因・経緯・結果について比較的詳細に記述していたのと比べると、やや簡略化されているようである。従来の教科書では、特に初期の敗因として日本軍が鉄砲で武装していたことや、李舜臣の率いる水軍や義兵の活動、戦争の勝利に対する分析や評価などが詳細に記述されていた⁶。

例えば、「戦争が進展するにつれて、各地方の自然条件に合う武器と戦術を融通のきくようなかたちで駆使できる能力に慣れた。大砲や艦船製造技術は当然日本を凌駕していた。倭乱での勝利は、モンゴルとの抗戦以後最も大きな国難の克服であり、民族の生存を維持し民族文化を保存することができたという点で重要な意味を持つ」といったような記述が削除されている。自国が戦場になり多くの被害が生じたことから、日本の教科書よりも記述が詳細であるのは当然であるが、以前の教科書がやや民

⁶ 『高等学校 国史 (上)』文教部、1986

族の優越性を強調するような傾向がみられたのに対し、その後はそのような箇所が削除されており、従来のものと比べると記述内容としては前記のようなトーンを抑えるような比較的冷静な記述となっている。

2.3.第1期日韓歴史共同研究の課題

このように日韓の歴史教科書において、詳細の程度の差こそあれ必ず記述されている「朝鮮の役」に関しては、すでに第1期日韓歴史共同研究でも取り上げられており、研究史などについて詳細な整理・分析がなされた。そして、そのなかでいくつかの課題も挙げられている⁷。これらの課題のなかで注目されるのは、次の4点である。

すなわち、①倭城(日本側の軍事拠点、朝鮮に築かれた日本式城郭)、②「被虜人」らの実態(「被虜人」と投降朝鮮人、帰順朝鮮人)、③兵糧供給システム(戦争遂行上の諸問題を解明する上で不可欠)、④戦争による朝鮮社会の変化(具体的な変化の様相)、である。

①の倭城については、近年、盛んに研究がなされているが、それらは歴史や「縄張り」を中心とした構造についての研究が主であり、その周辺についてはあまり研究がなされていない⁸。②の朝鮮から日本に移動した朝鮮人の問題については、捕虜の意味が強調される「被虜人」に関しては多くの研究成果がある。しかし、これらは「被虜人」という名が示すとおり、朝鮮から日本への人的移動の一面を示すものと考えられ、実際には多様な形態の移動が存在していたとみられる。特に第1期で今後の課題としてあげられた、「投降朝鮮人」や「帰順朝鮮人」についてはほとんど研究がなされてこなかった⁹。日本から朝鮮への人的移動である「降倭」については、近年、多様な視点からの研究が提唱されているのとは対照的である¹⁰。

本稿では、これらの課題について教科書の記述を踏まえた上で考察をおこなっていく。特に②と③については、日本軍が朝鮮でおこなった対住民政策の分析を通して、また、①と④については、戦後の朝鮮における日本からの技術導入に焦点を当ててみていきたい。

3.日本軍の住民政策

この「朝鮮の役」という軍事行動に関する豊臣秀吉の認識は「唐入り」、すなわち明への侵攻であつ

⁷ 朴哲晄「壬辰倭乱(文禄・慶長の役)研究の現況と課題」『日韓歴史共同研究報告書』2005、六反田豊他「文禄慶長の役」『同』

⁸ 倭城についての研究状況の整理は、太田秀春『朝鮮の役と日朝城郭史の研究—異文化の遭遇・受容・変容—』清文堂出版、2005参照。

⁹ 鶴園裕ほか『日本近世初期における渡来朝鮮人の研究—加賀藩を中心に—』1991(科学研究費補助金研究成果報告書)では、「朝鮮の役」にともなう朝鮮人の日本への人的移動について多様な渡来形態の存在を示唆しており興味深い。


¹⁰ 降倭の多様な存在形態については、鄭潔西「万曆朝鮮役により明軍に編入された日本兵」『東アジア文化環流』1(2)、2008、北島万次「壬辰倭乱と民衆—降倭についてのひとつの視点—」『朝鮮史研究会論文集』43、2005、同「壬辰倭乱における降倭の存在形態—その素描—」『歴史評論』651、2004などの研究成果がある。

た。つまり、朝鮮を占領した後は明への侵攻の準備をする必要があり、朝鮮への軍事侵攻から占領、そして統治へという流れをたどることになる。この過程で、日本軍は初めての異国で異文化との接触することになり、国内とは異なる社会構造のなかで住民統治をおこなうことになった¹¹。

3.1.日本国内での政策「還住」

「朝鮮の役」時の日本軍は、明攻略のための足掛かりとして朝鮮の占領を目指しており、占領統治を安定させるための諸政策を実施していた。豊臣秀吉は、「九州の儀は五畿内同前」、「朝鮮の儀は九州同前」という認識の下で朝鮮に出兵していたことから、朝鮮の占領政策を考察するために、まず国内での占領政策に目を通しておきたい。

豊臣政権が国内統一戦において実施していた住民統治の政策は、一般に「還住」と呼ばれている。これは、戦場や隣接地で戦闘の最中に避難していた住民に対し、戦闘終結後、元来の居住地に戻し、生業へ復帰させる政策である。



禁制
高麗国

一 軍勢甲乙人等、濫暴狼藉の事
一 放火事 付、人取事
一 対地下人、並百姓、臨時之課役其他
非分之儀、申懸事
右条々堅令停止之詔、若違犯之
輩於在之者、忽可被処嚴科者也

天正二十年卯月二十六日 秀吉朱印

禁制
一 軍勢甲乙人等、濫暴狼藉の事
一 放火事 付、人取事
一 對地下人、並百姓、臨時之課役其他
非分之儀、申懸事
右条々堅令停止之詔、若違犯之
輩於在之者、忽可被処嚴科者也

天正二十年卯月二十六日

図1 禁制(東京大学史料編纂所蔵『島津義弘』始良町歴史民俗資料館)

秀吉が朝鮮に渡海した大名たちに与えた「禁制」の文言は、国内統一戦時のものとほぼ同様であり、秀吉の対外認識を示している。この「禁制」を介した還住は朝鮮では機能せず、あらたに「榜文」と「札」による還住が考案された。

この還住で重要な役割を果たしたのが「禁制」である(図1)。「禁制」は交付する勢力が、自軍が住民に対する乱暴狼藉などをすることを禁止した文書である。これを手に入れることによって、住民たちはもとの居住地に戻り生業に復帰する保障を得ることができたのである。戦場での還住の手順としては、ある地域に軍勢が侵攻すると、①住民が自らの安全を保障するため、攻め込んできた勢力に対し金銭・

¹¹ 以下の記述は、紙数の関係と煩瑣を避けるためにいちいち注を付していないが全面的に、太田秀春『朝鮮の役と日朝城郭史の研究—異文化の遭遇・受容・変容—』清文堂出版、2005に依拠している。したがって、特に重要と思われる個所は根拠となる史料を注に示したが、他の論述の根拠や先行研究の整理は前掲書によることをおこわりしておく。

米穀を提供しそれと引換えに「禁制」を要求する、②「禁制」を得た住民が元来の居住地に復帰(還住)する、③攻め込んだ勢力が還住した住民を保護し租税の徴収など占領地の統治をおこなう、という流れで還住がおこなわれた。このようなシステムは、惣村のようなかたちで村の自治が一定程度発達していたために可能であった。豊臣政権は、このような政策によって日本国内を統一したのである。

3.2.朝鮮での還住

1592年、豊臣秀吉の命を受けて朝鮮に侵攻した日本軍は、朝鮮でも同様の還住政策を実施することを予定しており、秀吉自身も渡海した諸大名に国内統一戦とほぼ同様の内容の「禁制」を与えていた。しかし、当然ながら社会システムが日本と異なる朝鮮では、このような手法は機能しなかったようである。日本軍は、国内で実施していた「禁制」を媒介とした政策にかわるものを考え出す必要に迫られたのである。

そこで、日本軍は「榜文」と「札(帖)」による新たな還住政策を打ち出した。それは、「榜文」を掲げて日本軍による乱暴狼藉を禁止するので還住するようにという日本軍の意思を住民に示し、さらに還住した住民に「札」を配布し「札」を所持する住民の安全を保障するというものであった。

日本軍が掲げた「榜文」の主な内容は、①もとの居住地へ還住すること、②上級役人とその一族の捕縛・殺害すること、③逃亡した役人の隠れ家を密告すること、④還住しない住民は処罰すること、⑤日本軍の乱暴・狼藉は書面で報告すること、というものであった。

また、「札」については、日本側史料に「札」「手札」、朝鮮側史料に「免死帖」「賊帖」「倭帖文」「牌」などとみえるように、携帯できる形式のものであった。この「札」の配布には、在地の朝鮮人役人も介在していた事例が確認できる。具体的に島津氏が配布した「札」は、ヒノキの木で作成したもので、長さ5～6寸、表には「島津之人」「島津猿み」などと記し¹²、裏に日付を記したものであった。これらの政策によって、日本軍の占領地では住民が還住し、生業に復帰するという現象がみられるようになる。これが第1期委員会で課題として残された「投降朝鮮人」「帰順朝鮮人」であり、朝鮮側が「附倭」「附逆」「順倭」などとみなした住民たちである。日本軍から朝鮮側への日本人の人的移動に対しては「降倭」という呼称が定着している。しかし、逆の場合、すなわち「被虜人」とは異なる形態での日本、あるいは日本側への朝鮮人の人的移動についての呼称は一般的なものが無い。本稿では、とりあえず当時の史料に多くみられる「附倭」という表現を用いて記述することとする。

3.3.還住の実態

典型的な例として、朝鮮の都である漢城(ソウル)を占領した際の動きについてみてみたい(図2)。1592年5月、漢城を占領した日本軍は人心を安堵させるために、いったん城外に陣を移し、「榜文」を

¹² 「札」に記されたとされる「島津猿み」の「猿み」は、朝鮮語で人を意味するサラム(사람)で、「島津猿み」は他の資料にみえる「島津之人」と同じ意味であることがわかる。朝鮮側が「附倭」「順倭」「附逆」などと呼称したこと、まさに同義である。

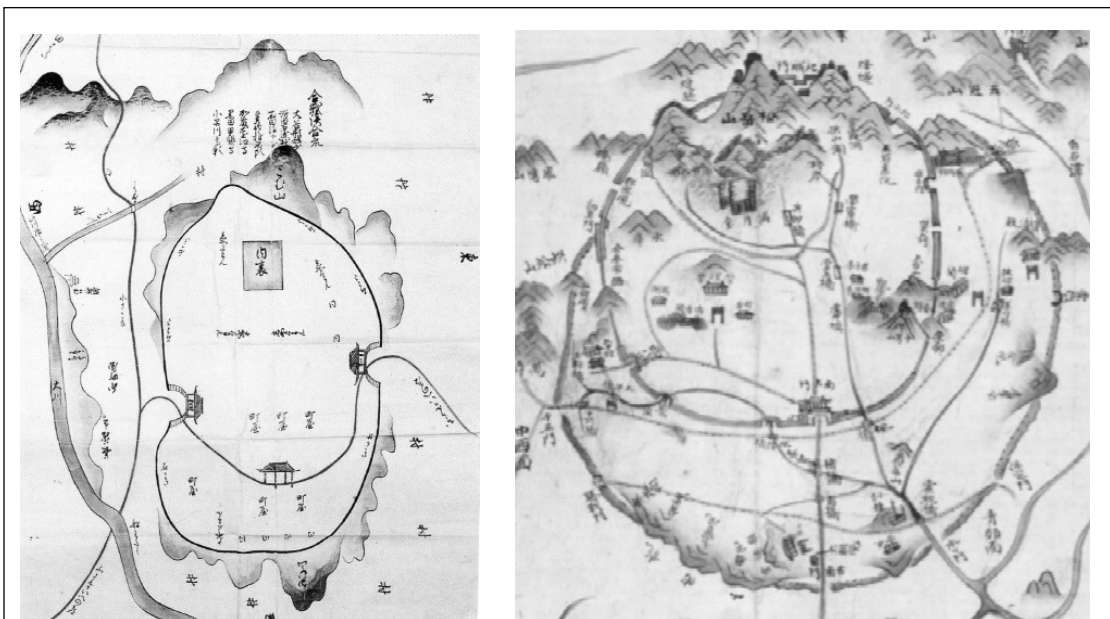


図2 日本軍駐屯時の漢城

図3 朝鮮後期の開城

(左:名古屋市秀吉清正記念館蔵『秀吉と文禄・慶長の役』名護屋城博物館 右:ソウル大学校奎章閣蔵『朝鮮後期地方地図』奎章閣)

いずれも都市を城壁で囲む朝鮮の典型的な城郭のスタイルである。漢城では南側に日本軍が駐屯し、北方に朝鮮人が居住していた。また、開城でも城内に朝鮮人が還住し賑わいをみせていた。

四大門外に示し住民に還住を促した¹³。秀吉自身も漢城を占領した後は、住民を還住させるようにと指示していた¹⁴。

その結果、占領から一年後の1593年4月に日本軍が漢城を撤退する際には、日本軍を上回る数の朝鮮人が漢城に還住しており、日本軍と住民が交易する状況が出現していた¹⁵。援軍として来ていた明の提督李如松は、漢城の日本軍は8~9千人程に過ぎず、残りの1万人余は日本軍に投降した朝鮮人であると指摘していた。これらの朝鮮人たちは漢城の城内に居住しており、李如松は漢城の城内の北部に朝鮮人が居り、南部に日本軍が駐屯していると報告を受けていることを明らかにしていた¹⁶。した

¹³ 漢城で発せられた「榜文」の内容ははっきりしないが、慶尚道仁同を占領した際には、「令、大字、散民速還于本宅、而男耕稼苗、女採桑畜蚕、士農工商各修家業、若吾軍士有犯法以妨汝之業者必罰矣」といった内容の「榜文」が出されており、漢城でもおそらく同様のものが掲げられたとみられる。天刑『西征日記』卷一(『続々群書類従』第三史伝部、国書刊行会、1906)。

¹⁴ 「加藤文書」(『熊本県史料』中世篇第五、熊本県、1966)。
一、都并國中政道方之儀、小西(行長)相談、下々猥無之様堅可申付候、然者先へ越候人数事、何も都之外廻野陣可仕候、上様御馬廻其外御番衆計て、都之内可有御座候条、得其意、町人を悉還住可申付事
一、百姓町人以下還住させ、法度之儀能々可申付旨、被仰付、最前御上使被差遣候へとも、国々ひろく候て、たらず候ハ、其方小西相談、慥成者可差遣候事

¹⁵ 李肯翊『燒藜室記述』卷15、「宣祖朝故事本末」、壬辰倭乱大駕西狩(5月初3日条)。時京城(漢城)之人、皆奔避未久、稍稍還入、坊里市肆依旧、與賊相雜販賣、賊守城門、令我人帶賊帖者、不禁出入、於是民盡受賊帖、服役於賊、毋敢違拒、亦有媚賊相暱、嚮導作惡者、如有謀議殺賊者、輒為其民所告、燒殺於鐘樓前及崇礼門(南大門)外、極其酷慘以示威、鬻體積其下。

¹⁶ 『宣祖実録』卷35、26年2月辛丑(16日)条。提督曰、似当還駐平壤、京城(漢城)之賊不過八九千、而其余万余、皆是爾国之投倭者、拒戦之時、射傷我之家丁及馬匹、俱是爾国之箭、臨陣斬級、太半有頭髮、…且

がって、漢城における支配は、少なくとも表面上は比較的順調におこなわれており、秀吉が指示した住民の還住はある程度実現していたとみて差し支えないであろう¹⁷。このような現象は漢城だけではなく、小早川隆景が在番していた開城などでも同様であった(図3)。開城でも一時避難していた住民達が還住し、町には物資があふれる状態になっていた。

これらの住民は、当然日本側の還住に応じたものであったことから、日本軍の保護を受けることとなり、還住した住民の家に日本軍が陣を置くことなどを禁止していた¹⁸。このような保護措置をとることによって、住民たちも還住に応じたのである。

住民が日本軍による呼びかけに応じて還住するという現象は戦役の全期間を通してみられるが、特に講和交渉の期間をふくめて日本軍が7年間占領し続けた南海岸では顕著であった。1593年以降、講和交渉によって釜山周辺の南海岸に撤退した日本軍は、倭城と呼ばれる日本式の城郭を築いて拠点とし駐屯した。そして、これらの倭城を始めとする日本軍の拠点の周辺では、日本軍とともに朝鮮人が居住するという状況が出現していた。釜山などの倭城の周囲には数百戸の朝鮮住民が居住しており、市場で日本軍と交易がなされていた¹⁹。朝鮮側でも、日本軍の駐留が長期間におよんでいることで、住民が日本軍の拠点周辺に還住して租税を納めて労役に服し、また日本軍と交易したり、日本の習俗を模倣し髪を剃ったり歯を染めたりする光景もみられるようになったと指摘している²⁰。先にみた第1期共同研究の課題のなかで、兵糧供給システムがあったが、その一端を示すものがこの還住した住民からの租税であったと考えられる。

豊臣政権は国内統一戦において、兵站線を確保して兵糧を前線に大量集積し諸大名に給付していたが、そこから戦地までの輸送は各大名の自己負担であった。その陸上輸送能力は決して高いとはいえず、現地での兵糧調達が重要課題であった²¹。実際に倭城周辺では租税の徴収がおこなわれていた。「朝鮮の役」初期段階の日本軍は兵糧に苦勞する場面もあったが、南海岸に撤退し倭城を拠点

聞、倭賊拋京城南辺、爾国人在北辺。

¹⁷ ただし、当然ながら日本軍に対する抵抗も存在しており、その場合は「焼殺於鐘樓前及崇礼門外」というような一種の見せしめ的な行為もおこなわれていた。前掲注15参照。

¹⁸ 具体例として、宮部氏が駐屯していた慶尚道善山では、移動してきた日本軍が朝鮮人の住居に宿を置こうとした際に、「法度」であるとして退去を求めている。

田尻鑑種『高麗日記』文禄2年2月14日条。せしやうほう(宮部善浄坊)の城ふもとへ唐人居候処ニ宿陣候、然処、城衆參候而唐人の家ニはちん(陣)法度と御座候間、はやく罷出候へと申され、皆々迷惑仕候処ニ、又々立入わひ(詫)言申請、其儘陣候(北島万次『朝鮮日々記・高麗日記—秀吉の朝鮮侵略とその歴史的告発—』そしえて、1982)

¹⁹ 『宣祖実録』卷69、28年11月庚午(2日)条。釜山探審、則留賊盡為渡海、(小西)行長移陣于此、率下将六人、各領数千、或率砲、劍手千余、船数則六百八十余隻矣。…所築新城、周回六七里、又設市場、倭賊男女及我国(朝鮮)人民、日日物貨交易矣。自東平至凡川、我国人居接者、多至三百余戸、佐子川近処、鮑作居接者、又百余戸。主山上築石城、作三層闕、倭賊禁人、使不得入見。問於我国人則曰、軍器等物入置、故不使人入見。東萊探審、則旧倭盡数渡海、今則平(宗)義智、自森浦來陣、軍数則五百余名。与平調信合陣、而調信則将天使入来之奇、十五日入帰云。城内外、我国人居接者三百余戸矣。

²⁰ 『宣祖実録』卷61、28年3月甲戌(1日)条。二月二十日、成貼都元帥權慄状啓、…今賊久居辺境、歲月既多、而殺戮稍戢、又佯為煦濡之状、不相侵暴、資以飲食、則愚民之失其常性、困於飢餓、已紛然相率而帰之、不可禁抑、為之耕田納租、以供其役、而不恥、日往月来、幾與之化而相忘焉、伝聞、東萊・釜山・金海等処耕犁滿野、三分之二皆為我國民、而往往有剃髮染齒、以從其俗者、又有遠処買売人、各持其物往来、互市於賊陣、…至令蔚山老人、往受約束於賊酋、觀喜八通書、則種子農食、并欲随尽借之、彼以海途千里輪運之粮、無故而欲貸我民者、是実愛耶、救我耶、其情不難知也。

²¹ 久保田正志『日本の軍事革命』錦正社、2008

とする1593年以降はそのようなことがなくなっていく。もちろん日本国内から海路で直接兵糧を倭城に輸送できたという点は大きかったが、現地での還住にともなう動きについても今後留意して良いであろう。

そして、このように還住した住民のなかには日本軍に参加するものまで存在していた。例えば、先にみた開城の小早川隆景は物資を朝鮮人に輸送させており、彼らは途中で朝鮮人に襲撃された際も逃亡せず、開城に戻って襲撃の様子を隆景に報告している²²。また、春川に在番していた島津義弘の軍勢では、島津軍に加わった朝鮮人が攻撃してきた朝鮮軍に矢を射掛けるという事態も発生していた²³。朝鮮では、日本軍から朝鮮に降った日本人を「降倭」と称して朝鮮軍に編入し、日本軍への攻撃や情報探索に活用していた²⁴。これらの「附倭」朝鮮人らの行動は、「降倭」のそれと全く同様の構造であったといえる。

このように、日本軍の支配地域では一定数の朝鮮人住民が還住し、租税を納めたり交易をおこない、日本の言語を解したり習俗を真似たりする者まであらわれていた。還住した住民たちが少なからず存在していたのは、朝鮮側がこれらの住民の帰還を許さず、戻ってきた場合は処刑するなどの政策をとっていたためである²⁵。

このような「附倭」に対する朝鮮側の認識は、戦後処理時の態度にもあらわれている。「朝鮮の役」終結後、朝鮮は日本に連行された朝鮮人の刷還をもとめるが、その理由は自国民が日本に残留している事態は国家の体面を損なうからという点が大きかった。したがって、帰還を勧誘する朝鮮朝廷の「論文」では帰国後の免役・免賤・復戸などの特典が謳われたが、これらが実行されることは少なかったようで、本国に帰国した捕虜に対する待遇は極めて冷淡であった²⁶。朝鮮側が率先して「免死帖」を発給しなかった背景には、このような朝鮮朝廷の「附倭」朝鮮人に対する認識があったようである。

しかし、朝鮮人の日本軍への「附倭」は一般の住民ばかりではなく、支配階級である在地の両班層にも及んでいたのであるから²⁷、明・朝鮮側としても何らかの対応策を取らざるを得ない事態となったのである。

まず、1593年2月、明軍の経略宋応昌の主導で、日本軍に積極的に協力せず止むを得ず「附倭」した朝鮮人に対しては、日本軍のもとから逃れてくれば寛大に処するとの「榜文」を各所に掲示した²⁸。また、同年9月にも備辺司が、釜山などで日本軍に「附倭」している朝鮮人に対して「榜文」を掲示し、日

²² 下瀬頼直『朝鮮渡海日記』文禄元年(1592)12月18日条。十八日、同所(坡州)に御滞留、又開城府に残し被置候荷物は、(小早川)隆景様より唐人に御持せ被送遣之候、彼唐人開城府へもとり候所に、山より人下合候て五人打申候とて唐人一人又戻り候て申候間、(毛利)元康様(吉見)元頼様其外御人数残なく追懸け候て御越し候へ共、日暮而山唐人行方しれず候。

²³ 『宣祖実録』卷56、27年10月壬子(8日)。守門将咸崇徳、当賊屯春川之日、以本土之人、投入賊中、与賊同心、至於官軍接戦之日、乱射我軍、使之退兵。

²⁴ 近年の研究として、계장명「임진왜란 시기 降倭의 留置와 활용」『역사와 세계』32、2007をあげておく。

²⁵ このような朝鮮側の姿勢について、明軍の経理楊鎬は次のように述べている。『宣祖実録』卷93、30年10月己卯(22日)条。且被擄人你国、不饒而殺死、故不肯出来、今宜雜以郷談、作抬論文字、約諸矢射于賊陣、則彼必動念来、此文亦趣明日書呈云矣。

²⁶ 米谷均「近世日朝関係における戦争捕虜の送還」『歴史評論』595号、1999

²⁷ 崔永禧「壬辰丁酉乱時 沿海民의 動態」『叢史』2輯、1957。最近では박재광「임진왜란기 일본군의 점령정책과 영향」『軍史』44、2001

²⁸ 『宣祖実録』卷35、26年2月乙卯(29日)条。

本軍の陣営から逃れて朝鮮側に戻るように誘引していた²⁹。これらの中には死罪を免じるだけでなく、役を終身免除したり賞職を授与したりするなどの特典までも謳われていた³⁰。そして、国王の宣祖は「榜文」を漢文で示した場合は知識階級しか理解できないことから、漢文より平易な吏読や諺書で作成するように指示していた³¹。このあたりから、日本軍に「附倭」した朝鮮人がどのような社会的な背景を持っていたのかある程度うかがうことができよう。

さらに、明軍は「免死帖」を用いることを提案した³²。日本軍の陣営にいる朝鮮人に対し日本軍を嚮導した者以外には「免死帖」を与えて死を免じ、朝鮮側に呼び戻そうとしたのである³³。「免死帖」を発給する必要性について、明将の山東布政使司梁祖齡は朝鮮南部に駐屯している明軍からの報告を踏まえて、日本軍に「附倭」して再び朝鮮側に戻ってきた住民たちが疑心暗鬼に陥っているためであると述べている³⁴。いったん日本側についた朝鮮人たちは、たとえ「祖国」の側であったとしても、何らかの保障なしには簡単に戻ることはできなかったのである。明軍による「免死帖」の配布などによって、日本側についた朝鮮人のなかには朝鮮側へ復帰するものもあらわれた³⁵。そこには、日本と朝鮮の間で翻弄される住民の姿があった。

住民たちは、戦争という状況下でいかに生きるか、いかに生活していくかという決断を迫られ、そのなかで様々な選択をおこなっていたことがわかる。住民らの選択肢のなかでは、日本側と朝鮮側といったような国家の枠組みの間に絶対的なものではなく、時と場合によって最善と判断した側に付きながら、生きるために行動していたのである。このような住民らに対して、日本軍と明・朝鮮軍の間ではそれぞれ「札」や「免死帖」を用いて、自らの陣営に引きつけようとしていた。まさに文字通り住民の「争奪戦」が繰り広げられていたのである。このような状況こそが、この戦争によって翻弄される住民の悲惨な姿を如実に物語っているといえよう。

²⁹ 『宣祖実録』卷42、26年9月庚申(9日)条。備忘記曰、釜山等处、我国人民、多数投入其中、豈無欲還、而疑阻者、別作榜文、明示告諭、如果出来、非徒免死、当終身免役、或許賞職等事、參酌議処事、言于備辺司。

³⁰ 『瑣尾録』第2、雑録、曉諭諸道軍民書(『瑣尾録(韓国史料叢書第14)』、大韓民国文教部国史編纂委員会、1971)。一、斬倭大将者、勿論尊卑、陸嘉善 一、凡斬倭一級以上者、皆録為功臣 一、雖投入賊中者、若斬倭賊出来、則非特免其罪、而並録其功 一、雖不能斬倭、先為出城逃來、則免罪褒賞 万曆二十年(1592)九月

³¹ 『宣祖実録』卷29、25年8月戊子(1日)条。上教曰、黄海道教書、已為製進矣、士人則自能解見、其余人則恐不能知之此教書、則士人処曉諭、又入吏讀去其支辭、多作朝廷榜文、又令義兵將、或監司等、翻以諺書、使村民皆得以知之事議啓。

³² 『宣祖実録』卷44、26年11月己未(9日)条。其帖(宣諭帖)略曰、…我即留兵、終歸無益、特請天語嚴、勅文宋経略、転行都司、前往王京、回諭国王及陪臣、宣布朝廷恩德、被脅之民、尽給免死帖、勿得妄行殺戮、如該国(朝鮮)君臣、仍前昏迷、有違明旨、誠為自棄其国(朝鮮)、有辜再造之恩、窃謂威福、出自朝廷、予奪仰從宸斷、議行処置、以安国人、以保藩服、亦定難扶傾之要機也。

³³ 『宣祖実録』卷34、26年1月戊寅(23日)条。上幸新安館、接見天將黄応暘・呉宗道・俞俊彦、応暘曰、俺調兵南方、故不得與大軍偕來、而暹羅国已斃十万兵、往征日本矣、提督(李如松)遼東人、不弁皂白、只喜殺戮、故俺賚免死帖万余通、專為活民而來、愚氓雖或畏死附賊、而如非嚮導者、則俺皆給帖安接、許還其本業、如有間路、則幸指示之、使得統出大軍之前。

³⁴ 『宣祖実録』卷102、31年7月乙巳(22日)条。且免死帖多印下送、雖有歸正之人、不無疑畏之心、使歸正之人、聞風而來為當。

³⁵ 『宣祖実録』卷145、35年1月乙巳(12日)条。慶尚道等体察使李德馨啓曰、南海一県本以海中孤島、猝被賊鋒來逼本県、人民飛走路窮、淪陷於賊、其間雖或有罪惡特甚者、而此則統制使、已為查出行刑、其余則統論事勢、與陸地有異、情或可恕矣、且戊戌(1598年)之冬、臣跟随天將在順天、以計招出南海附賊之民、潛引本処走回人、厚加賞餽、給與一行、賚去御印免死帖、誘引其処之人、於是本県出身金得酉等、夜率居民相繼出来、其數過八百余名、天將聞之、深以為喜、使重賞此輩之功、而臣亦將其曲折狀啓矣。

4. 技術伝播の問題

4.1. 従来の理解

教科書にも記述されているように、「朝鮮の役」によって、朝鮮から日本へ陶磁器や活字印刷の技術などが伝えられたことや、「降倭」を通して日本から朝鮮に鉄砲の技術が伝えられたことはよく知られている。「朝鮮の役」の場合は、国家や集団の生存権がかかる戦争という特殊な状況であったために、朝鮮が日本軍の所有していた鉄砲の性能に着目したのはある意味で当然の流れであり、その後の朝鮮で導入されたことは、戦闘に勝利するために敵からも優れた技術を取り入れようとする極めて冷静な判断であったといえよう。

4.2. 朝鮮側の日本城郭認識

上記のような状況のなかで、鉄砲と同様に朝鮮が注目した日本の軍事技術に築城技術があった。戦争当初、日本軍は朝鮮の既存の城郭を改修して利用したが、これらの城は明・朝鮮軍の攻撃で陥落することもあり、日本軍にとって決して使いやすいものではなかった。その反省から漢城を撤退した日本軍は、釜山を中心とした南海岸沿いに日本式の築城技術で城郭を築いた。これらが「倭城」と呼ばれる城郭である。倭城は「朝鮮の役」後半に明・朝鮮軍の猛攻を受け、蔚山倭城などでは熾烈な攻防戦が繰り広げられた(図4)。しかし、明・朝鮮軍の攻撃によって陥落した倭城は一ヶ所もなく、朝鮮側は城壁で幾重にも囲まれた日本式城郭の防御性の高さに驚嘆した。

朝鮮側は日本城郭の構造や機能についてもよく理解していた。倭城を攻撃した朝鮮軍は、朝鮮の城郭は一つの城壁で囲繞した単郭形式のものが多いのに対し、日本の城郭が城壁を幾重にも巡らせ



図4 蔚山倭城の攻防戦(個人蔵『戦国合戦図屏風の世界』和歌山県立博物館)

明・朝鮮軍は加藤清正の籠城する蔚山倭城に猛攻を加えたが、結局は陥落させることができず、日本軍の援軍が襲来すると包囲を解いて撤退した。倭城を落とせなかった事実は、朝鮮側に大きなインパクトを与えたであろう。

た複郭構造である点を特徴としてあげており、このために外城を破っても内城があり、防御ラインが何重にも構築されていて非常に攻略しにくいことを認識していた³⁶(図5)。また、建物が城壁の上から跨ぐように城外に張り出しており、籠城側の日本軍は攻城側の朝鮮軍を見下ろして雨の如く銃丸を放つため、朝鮮軍はその下から城中の形勢を察することはできず、また銃丸の下を近づくこともできないと、日本城郭の櫓にみられる「石落し」のような機能を詳細に観察していた³⁷。



図5 『征倭紀功図巻』に描かれた順天倭城(模写、『倭城の研究』4号)

この図は明軍の従軍絵師が描いたとみられる。朝鮮側が「雖陷外城、内城又有城」と評したように、壁や水堀で幾重にも防御ラインが設けられている日本の城の特徴がよく描かれている。



図6 朝鮮の既存の城壁(左、海美邑城)と倭城の城壁(右、西生浦倭城)

朝鮮の城壁が垂直に築かれているのに対し、日本式の技術で築かれた倭城の城壁は傾斜を有している。日本の城郭の特徴をよく理解していた朝鮮側であったが、その関心はやがて傾斜を有する城壁構築技術に収斂していった。

³⁶ 『宣祖実録』巻109、32年2月壬子(2日)条。城築五周、雖陷外城、内城又有、決難陷矣。

『宣祖実録』巻39、26年6月壬子(29日)条。王城中築城、寨中置寨、柵中立柵、其防範周密。

³⁷ 『宣祖実録』巻96、31年正月乙丑(3日)条。二十三四兩日交戦之後、即進兵道山城下、城凡四重、外城周遭於山下、土築低微、我兵得以改開、其内三城、石築堅固、城上列置房屋、其屋跨出城外、彼得以俯瞰制我、放丸如雨、我從其下既不能察見城中形勢、又不得近於銃丸之下、我兵不得已屯於丸所不到之處。

さらに、朝鮮側が関心を示したのは日本城郭の城壁(石垣)構築技術であった(図6)。朝鮮では古代から石築の城壁が多用されているが、その築き方は垂直に近い角度で積み上げる構造であった。したがって、緩やかな傾斜をもって築かれた日本城郭の石垣は極めて奇異なものとして映ったようで、多くの観察記録がある³⁸。朝鮮側では、これらの城壁は運搬困難なほどの大型の石材で築かれており、それらは攻城側の破壊工作に耐えられるように強固に基礎部分を幅広く築いており、上部に積み上げるにつれて傾斜をもたせているのは、城壁の下部に取り付いた攻城軍を俯瞰し攻撃しやすくするためであると理解していた。朝鮮側では強度と防御力の面で日本式の城壁が軍事的に有効な機能を有していることを認識していたのである。

「朝鮮の役」終結後、日本軍の再侵攻や北方で勢力を拡大してきた女真族に備えて国防体制の再編を進めていた朝鮮では、倭城を国防に活用しようとする意見があらわれた³⁹。この問題に強い関心を示したのが、「朝鮮の役」当時の国王宣祖自身である。宣祖は戦場からの報告を聞き、日本の城郭が朝鮮の城郭とはかなり異なる構造で優れたものであることを正確に理解しており⁴⁰、都である漢城の城郭についても実際に視察して思わず失笑してしまうほど不十分なものであることも認めていた⁴¹。倭城を活用しようとする意見は戦役中からすでに出されており、備辺司や著名な義兵将である郭再祐、都体察使などの要職を歴任した李徳馨などが、倭城を活用した国防体制の整備を主張していた⁴²。このような国王宣祖と戦闘経験者たちの認識のもとで、倭城の再利用と日本式築城技術の導入が実施に移さ

³⁸ 『宣祖実録』卷109、32年2月壬子(2日)条。上曰、賊寨甚險云、何以築之、李光庭曰、築石極重、難可運之、且城基則甚広、而上端則漸鋭、城門回曲、難得馳入、石城高二丈、石城之上、又築土壁一丈矣、上曰、賊城難拔云、何以言也、李光庭曰、城既堅固、鉄丸如雨、是以難拔矣、釜山、西生浦皆然。姜沆・前掲「賊中封疏」。

³⁹ 太田秀春「朝鮮後期の国防体制再編における日本城郭—朝鮮の役後の倭城再利用の実相と城郭観—」『朝鮮学報』208、2008

⁴⁰ 『宣祖実録』卷109、32年2月壬子(2日)条。上曰、賊城與我国城制、絶遠矣、我国西方城寨、極為無状、我国人可謂無算、以倭比我国人、則霄壤不侔矣。

⁴¹ 『宣祖実録』卷92、30年9月庚子(12日)条。上曰、一時山城之議起、而皆曰、山城好、莫有是非、不扞形勢、处处修築、故一山城敗、而人心驚駭、曰、山城亦不可守、以此益致潰裂、我国之事、等児戯耳、誠可痛心、京城万口一談、皆曰可守、而頃日巡城時、始見制度等事、不覺失笑、如彼処置、做得何事、城堞、聞業鎗指授而為之、非徒不能射、亦不能窺賊、是所謂西施顰、而從之顰也、徒為論議、何益於事。

⁴² 『宣祖実録』卷74、29年4月乙巳(9日)条。備辺司啓曰、…蓋巨濟、正当海門、若舟師入拋其地、因前日已成倭壘(倭城)、而莊船於海口、可以觀勢乘便、要截於絶影島釜山洋中、庶可有望万一。只恐舟師寡弱、不能收效耳。

『宣祖実録』卷120、32年12月戊子(13日)条。慶尙左兵使郭再祐馳啓曰、臣去(1599年)十月十九日、到任本營(蔚山)、…本營以最先受兵之地、軍少至此、防禦之事、極為可慮。…臣之愚意以為、禦賊莫如守城。辺城不守、則賊至必潰、軍潰將走、將何以禦之乎。…而壬辰年前、大築辺城、竟不能守、変乱以後、又築山城、且不得守、晋州見陥、黄石亦敗。自是以後、軍民皆以城為死地、論者亦以城為不可守。謂城難守則可、謂城不可守、不亦誤乎。臣本庸愚、猥蒙重寄、有報天恩、万死無恨、安敢懷必生之計、以守城為危乎。臣觀島山城(蔚山倭城)、清賊(加藤清正)役累万之衆、城之堅固、固無比也。且因斷山、築城極巧、真平地之一山城也。外城周回、只六百余把、精兵二千、亦足可守。而内地之卒、不習戰闘、道路且遠、辺警若急、聚合誠難、臨變急遽之際、驅無糧之卒、入守空城、其勢必敗。慶蔚(慶州・蔚山)之軍、八年討賊、慣於力戰、精兵不為不多矣。若勿論公私賤、本土流民、尽数括出、則慶蔚(慶州・蔚山)兩府、可得守城軍二千余名。以此軍、永屬於守城、且於内地各邑、括出諸色雜軍六千余名、為守城軍、奉足一人、一年各出米二十余斗、則可以支二千名一年所食。

『宣祖実録』、34年1月丙辰(17日)条。左兵營島山(蔚山倭城)、有清正入処之營、故兵使李英去時、臣諭以可守之意、則英曰、見形勢、然後、當為之云、而右兵營、則馬山賊壘(馬山倭城)、亦有之矣、上曰、馬山可以築城乎、徳馨曰、小臣不見馬山、不知形勢矣、若可拋險、則右兵使可以入処、釜山亦有賊營(倭城)、鍊兵数千、堅守倭城、則可以拋險。

れたのである。

まず、侵攻した日本側の一大拠点となった釜山の子城台倭城が、釜山鎮城として再利用された(図7)。従来の釜山鎮城は朝鮮の役の緒戦で小西行長らによって陥落しており、それを倭城に移設するかたちとなった。日本の再侵攻があった場合、真っ先に攻撃対象となるであろう釜山において倭城が再利用されるかたちで国防体制が布かれたことは、朝鮮側の意図がどのあたりにあったのかをうかがうことができる。また、加藤清正が築いた大規模な倭城である西生浦も、隣接して存在していた西生浦鎮城が倭城に移設された。これらの倭城以外にも、蔚山、泗川、南海の各倭城には水軍の拠点である船所が設置された。

倭城を国防体制に組み込む一方、日本の築城技術の導入も実施に移された。朝鮮の城郭築城法(城制)については、先述のとおり国王の宣祖自身が不備を指摘しており、さらに、明の援軍を率いてきた総兵楊元も漢城の城郭を視察して、面積が広大な上に城壁が低く、守るのが非常に困難であるとの見解を述べていた。そして、日本軍が侵攻してくる度に明軍を派遣するのは困難であるから、漢城や平壤等の主要都市の防御に何らかの方策を講じて守備すべきであると指摘していた⁴³。

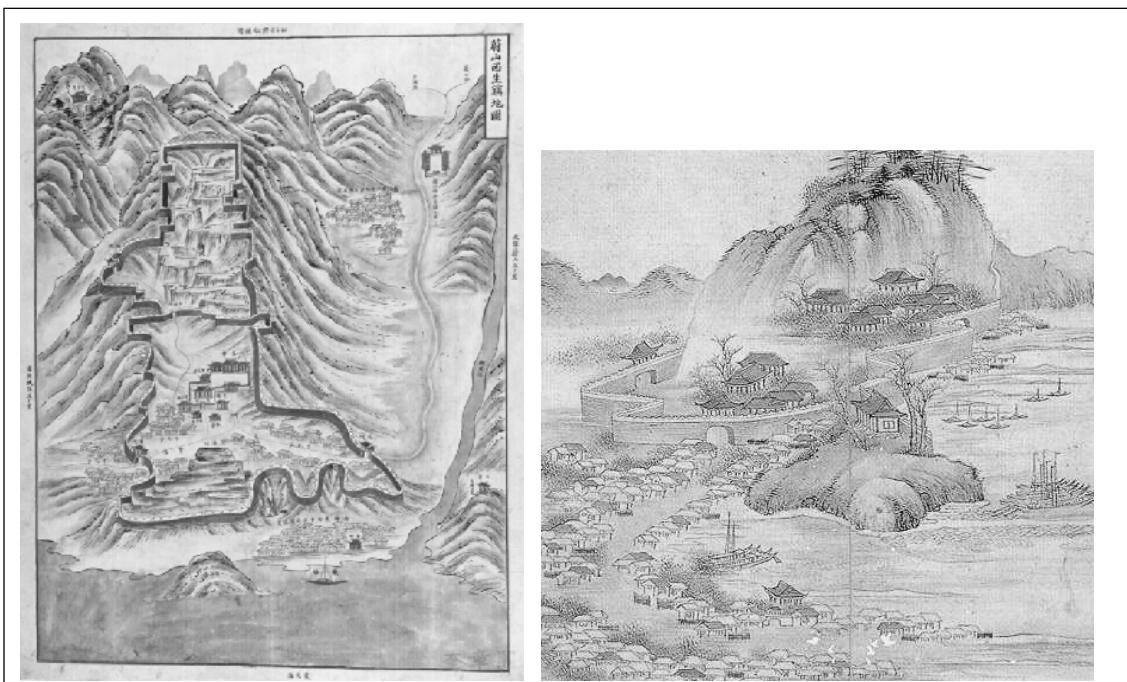


図7 倭城を再利用した西生浦鎮城(左)および釜山鎮城(右)

(左:ソウル大学校奎章閣蔵『朝鮮後期地方地図』奎章閣、

右:韓国国立中央博物館蔵『朝鮮通信使』東京国立博物館)

西生浦鎮城は広大な西生浦倭城の山腹から山麓部分を再利用しており、釜山鎮城は子城台倭城の築かれた丘陵を中心に周囲に城域を拡張して鎮城が築かれた。

⁴³ 『宣祖実録』卷35、26年2月癸巳(8日)条。俺見王京、城大而低、守之甚難、今雖盡殲倭賊、安保其更不来犯乎、貴国文才忠義則有裕、而無勇猛者、賊若来犯釜山、即是乃門庭之冠、而不可每請天兵、王京開城平壤等処、作何方略以守耶。

このような中で着目されたのが、日本の城制である。「朝鮮の役」の期間中に日本軍が築城した倭城を通して日本の城制を目の当たりにしていた朝鮮側では、倭城の一部を再利用するなどしていたが、一方では日本城郭の城制を導入しようとする議論が起こった。代表的なものは北方の城郭に対する日本の城制導入である⁴⁴。

朝鮮の役の期間中に勢力を拡大したヌルハチは女真の統一を図りつつ、朝鮮にも圧力をかけてきた。宣祖は、ヌルハチは尋常の女真とは比べ物にならないくらい強大であり、平野での戦いでは勝ち目がないので、「堅城大鎮」すなわち堅固で大規模な城郭に籠城して防御するしかないと述べていた⁴⁵。

そして、宣祖はこの「堅城大鎮」による防御策を実現するために、日本の築城技術の導入を企図し、北方の拠点倭城を参照しつつ改修するように命じた⁴⁶。これにともなって兵曹では、改修にあたっては姜沆、孫文彧、丁夢鯁などが日本に滞在した経験があり日本の城郭にも詳しいであるから、北兵使軍官の称号を与えて北方に派遣して指導させ、効果があればそのまま辺将として駐留させることを提案し、宣祖の許可を得ていた⁴⁷。

その後、これらの計画は実行に移され、咸鏡道の鏡城(咸鏡北道鏡城郡)が1615年に日本の築城技術を導入して改修がなされた⁴⁸(図8)。鏡城では基本的な構造は、当時、明から入手に成功したばかりの最新の兵書である『紀效新書』⁴⁹に沿ったかたちで改築されたが、城壁は日本式の傾斜を有する構造で改修された。この時期は、ヌルハチが後金を建国し(1616年)、「七大恨」を掲げて本格的に明攻略を開始した時期と重なっている。このような北方の軍事的緊張状態の中で、鏡城が日本式の築城

⁴⁴ 北方の城郭への日本城郭の城制導入については、中西豪「朝鮮側史料に見る倭城—その観察と理解の実相—」(『朝鮮学報』125輯、1987年)でも言及されているが、中西氏は最終的には導入されなかったと結論付けている。

⁴⁵ 『宣祖実録』巻68、28年10月丙午(7日)条。此非尋常之虜、帶甲十万、決難支吾、関西士卒有幾、豈不寒心、彼虜善射慣戰、長於馳激、我兵單弱怯懦、争鋒於原野、其勢必敗、而平地之城、亦恐難守、須令挾山城入拋之、小小鎮堡士兵、不過十余、有無不関、而適足為虜人所資、皆令量入於堅城大鎮、清野以待、必拋險邀截。

⁴⁶ 『宣祖実録』巻127、33年7月戊午(17日)条。備辺使啓曰、(中略)経変以後、軍政廢弛、依上教、別遣詳知倭城形制者、馳赴巡察使營下道内城子、雖不能一時改築、其中尤甚防緊、而頽壞不修者、為先修築、參以倭城形勢、刻期畢功待变。

⁴⁷ 『宣祖実録』巻127、33年7月乙丑(24日)条。兵曹啓曰、北道城制、一依倭城改築事、承伝矣、被擄人等、前後出来者、不為不多、而其中前佐郎姜沆、部将孫文彧、務安居武出身丁夢鯁、久在倭中、亦必詳知日本城池機械矣、此人北兵使軍官称号下送、出入諸鎮教誨後、如有成效、仍差本道辺将、以酬其劳何如。伝曰允。

『看羊録』を著したことで著名な姜沆は、1597年に藤堂高虎軍の捕虜となって日本に連行され、4年後の1600年に朝鮮に送還されるまで日本に滞在していた。

⁴⁸ 『北路紀略』巻之一、関防、城池条(亜細亜文化社影印本)。按鏡城々築之壯固最称於北路、李沢堂植築城記曰、鏡城北按山戎南受漕轉拋一路之脊、当六鎮之衝、万曆乙卯、金節度景瑞、除古城而新之、丙辰夏始役、親勒軍發北山石、大者挽用四五百人、小者用百数十人、城高五丈、大石參半、規模倣戚氏書、而略採蛮制、若腰鼓者、又他道之未有也、及金節度限滿、而去李兵使守一来畢其役。

鏡城への日本の城制導入については、すでに1980年代に車勇杰氏が簡単な指摘を行っている(車勇杰「两江地帯의 関防体制 研究試論—18세기 以後의 鎮堡와 江灘把守의 配置를 中心으로—」『軍史』創刊号、1980)。また、石垣構築技術の面からは、李建河氏がその類似性を指摘している(李建河「韓日石垣の構築設計体系に関する研究—韓日技術書における比較設計論—」東京工業大学博士論文、1994)。しかし、近年では盧永九氏が、このような石垣は朝鮮の既存の形式であるとして否定的な見解を示している(盧永九「조선 후기 城制 변화와 華城의 城郭史的 의미」『震檀学報』88号、1999。後に拙訳で『城館史科学』創刊号、2003に収録)。

⁴⁹ 盧永九「宣祖代 紀效新書の 보금과 陣法 논의」『軍史』34号、1997

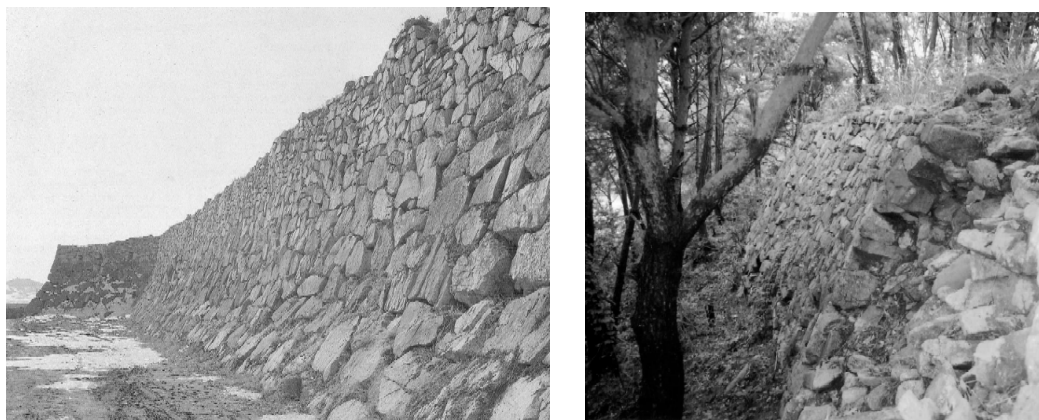


図8 日本式の築城技術で改修された鏡城と竹州山城の城壁

(左:『朝鮮遺跡遺物図鑑』13李朝編1、同編纂委員会)

これらの城郭のラインは基本的に従来のプランが踏襲されていたが、城壁の構築技術は「倭制」すなわち日本式築城技術が採用され、傾斜を有する城壁で築かれた。このような日本の築城技術はその後の朝鮮城郭で全面的には採用されなかったが、北方の要衝などで採用された意義は留意してよい。

技術を導入して改修されたのである。

同様の事例として、ソウルと南部地方を結ぶ交通の要衝である竹州山城(京畿道安城市)が挙げられる。1604年、竹州山城の改築が議題に上ると、宣祖は従来の朝鮮の城は「失制」であったと批判し、「倭制」に倣って改修をおこなうように指示していた。その結果、竹州山城は基本的な城郭のラインは従来の朝鮮の山城を踏襲していたが、城壁自体に日本の築城技術を取り入れるかたちで改修が実施された⁵⁰。

戦争当時、朝鮮側では日本の城郭について詳細に観察し、その機能を比較的正確に把握していた。しかし、その関心は石垣の構築技術に収斂されていき、日本式の築城技術として導入されたのは石垣の構築技術であった。石垣の構築には熟練した専門の技術者集団が不可欠であるが、これらの集団の形成については倭城の築城に加わった朝鮮人の存在についても考慮に入れる必要がある。先述のとおり、日本軍の拠点の周辺には多くの朝鮮人が還住しており、それらは日本軍の拠点である倭城の築城にも加わっていた⁵¹。倭城の築城を経験したことによって、そこで技術の習得がなされていた可

⁵⁰ 『宣祖実録』巻182、37年12月丙寅(21日)条。備辺司、啓竹城山城(竹州山城)、今将修築、(中略)伝曰允、我国城子、失制、山城則雖因山勢築之、然其制度、略倣倭制、須存深慮、為之可也、此意並論、且遣相地官、與李光岳、本官守令、眼同相其形勢城門可当处、及他幸有相地之事、遣之可也。

『宣祖実録』巻186、38年4月丁卯(23日)条。備辺使堂上李時言啓曰、臣、前往竹州山城、與防禦使李光岳、設砦便否、眼同看審、則城子周回之中、自東至西、山脊陟起、状如伏龍、城之南北、則皆是溝壑、彼此不得相望、如或受敵、變生倉卒、亦不得以時相救、故府使李惟弘、欲設砦於山脊、為主將駐箭指揮应变之所、而若城之左右不利、則預作壘、輒入收保之計、此乃陣法内円陣之儀也、宜從本州所報、創為新制、允為便益、城役則依倣倭制、城身已畢、只余北門基址三十余把、時方設築、東南兩門、欲為盖瓦、城堞則掘險处不築、受敵最緊处、欲為幡輒營築、故未及始役、而開月念間、似畢云矣。

⁵¹ 『宣祖実録』巻93、30年10月巳卯(22日)条。

經理接伴使李德馨、啓曰、(中略)其免死帖、則書行長當下仰役勿殺云云、而填其名、如腰牌形、我国人通

能性を考えることは無理ではなからう。

おわりに

以上、「朝鮮の役」について、教科書の記述と第1期日韓歴史共同研究で明らかになった課題とを中心に、自身の研究と関連させつつ分析してきた。

まず、いわゆる「被虜人」とは異なる存在である「投降朝鮮人」「帰順朝鮮人」、すなわち本稿では「附倭」と定義した人々の人的な移動の問題について考察をおこなった。この「附倭」の問題については、日本軍が朝鮮で実施していた還住政策を前提に考える必要がある。日本軍は秀吉の意図に沿って明への侵攻のための拠点として朝鮮を治めていく必要があり、住民が敵対すれば攻撃を加えたが、還住してきた場合は保護して統治をおこなっていた。

日本軍の還住政策のもとで、戦争という状況下で生きていく選択として還住した住民たち、すなわち「附倭」に対する朝鮮朝廷の憤りは相当なものがあつたようで、当初は還住した住民たちが朝鮮へ復帰することを許さなかった。このような朝鮮側の対応は、日本軍の還住に応じた住民たちにとって、その後の行動にも強い影響や制約を与えることになったであろう。それゆえに、これらの住民を呼び戻すために、明軍の主導で復帰した住民の命を保障する証明書である「免死帖」を発給し、住民の不安や不信感を取り除かなければならなかった。日本軍と明・朝鮮軍との間で、まさに住民の奪い合いのような状況が出現していたのである。

朝鮮から日本への人的移動、いわゆる「近世初期渡来朝鮮人」⁵²のなかには、当然、「被虜人」のような強制をとまなうものが存在していたのはまぎれもない事実である。しかし、一方では日本への人的移動が「被虜人」のようなかたちでのみおこなわれたと考えるのにも無理がある。むしろ、「被虜人」だけではなく、さまざまなかたちでの日本への移動が存在したことを想定するほうが自然である⁵³。「降倭」の場合も多様なケースが存在したのと同様、朝鮮から日本への朝鮮人の人的移動も一方的・一面的なものではなく、極めて複雑な多面的な構造を有していた。このような史実こそが、この戦争の実態を如実に物語っているであろう。これらの点を相対的・多面的にとらえることで、この戦争の意義や実態を考える上で重要であり、その本質によりいっそう迫ることができるといえよう。

また、倭城や戦争にともなう朝鮮社会の変化については、軍事技術の伝播から分析をおこなった。戦役中に日本から朝鮮に鉄砲が伝わったのと同様に、築城技術も導入されていた。鉄砲がその後の

書、則似是谷城順天隣境居民等所為、而末端書余生人等白活、沒有書姓名。

この朝鮮人たちが「免死帖」を帯びて小西行長のもとで労役に服していた時期、小西軍は拠点である順天倭城の築城をおこなっていた。したがって、朝鮮人が関わった作業は、この築城であつたとみられる。

⁵² 「近世初期渡来朝鮮人」とは、「朝鮮の役」による朝鮮人の日本への人的移動をあらわす呼称で、従来は「被虜人」として一括して扱われてきた人的移動についての新たな枠組みを設定するものである。鶴園裕ほか編『日本近世初期における渡来朝鮮人の研究—加賀藩を中心に—』科学研究費補助金研究成果報告書、1991

⁵³ 実際に日本軍について朝鮮人が日本に渡ってきた事例もみられ、例えば島津氏の案内をした朝鮮人が鹿児島に来ており、これらは「被虜人」とは明確にわけて考えるべきであろう。深港恭子「薩摩焼をめぐる苗代川文書について」『黎明館調査研究報告』13、2000

朝鮮の軍事政策に大きな影響を与えたのは周知の事実であるのに対し、築城技術の場合は局地的な導入にとどまり、鉄砲のような展開をみせることはなかった。しかし、朝鮮にこのような軍事技術を積極的に導入していこうとする客観的な判断と人的資源(技術者集団)が存在していたということ、そして、それらが局地的ながらも、軍事的に重要な地点で導入された点は留意すべき事項であろう。

教科書の記述にみられるように、日本軍の緒戦の勝利は鉄砲の威力に負うところが大きかったが、朝鮮では「降倭」のなかで鉄砲製造技術を有したものを編成し、鉄砲の製造・生産に従事させることで鉄砲の量産に成功したのである。同様に日本への陶磁器技術の移入には朝鮮陶工の存在があった。技術の移転や導入は人的資源の存在をともなって始めて可能になるものであり、このような人の流れは決して無視できるものではない。築城技術のような高度な土木技術は、当然、専門の技術者集団の存在なしに技術移転は困難であり、これらの集団がどのように形成されたのかという点については今後も継続して考えていく必要がある。この技術移転の人的資源の形成で注意すべき問題が、先述の日本軍と住民、すなわち「附倭」との関係になってくるであろう。

あらためて述べるまでもなく、「朝鮮の役」は日韓双方にとって、関係史や交流史を語る上で最も重要な歴史事項の一つであり、教科書では記述の多寡の差はあっても必ず取り上げられる項目である⁵⁴。それゆえに、今後も継続的な研究の深化が必要であり、教科書の記述を考える上でも、また日韓関係の未来を考える上でも、「朝鮮の役」とはいったい何であったのかを常に問い続けていく必要がある。

⁵⁴ 「朝鮮の役」は近代史にも大きく関わってくる。この点については太田秀春『近代の古蹟空間と日朝関係—倭城・顕彰・地域社会』2008参照。

批評文(玄明詰)

I. <発表の意義>

筆者は壬辰倭乱(文禄・慶長の役)についての教科書の記述を検討し、第1期日韓歴史共同研究委員会第2分科において指摘された問題のうちの四つの問題、すなわち倭城、被虜人の実態、兵糧供給システム、戦争による朝鮮社会の変化に注目し、主に還住政策と倭城について筆者の論旨を展開している。

筆者の論旨を整理すれば以下の通りである。

1. まず、壬辰倭乱という名称は日韓中三国がそれぞれ異なる名称を使っているのだが、日本、朝鮮、中国が朝鮮半島を舞台として展開した戦争だったという意味から「朝鮮の役」と呼ぶのが妥当だと考えると主張している。
2. 日本から朝鮮へは降倭の場合のように自発的に移動したのだが、朝鮮から日本への移動は被虜人のように強制的に移動したとする見解に対する批判を展開するために、還住政策を分析し自発的な移動であることを強調している。
3. 日本軍が兵糧の確保に苦勞したという記述に対する批判を展開するために、倭城の構築以後、現地での還住政策の成果があったことに注目することを主張している。
4. 日本から朝鮮への技術伝播を無視してはならないと主張している。

結論的に言えば、筆者は日本軍の現地での支配は一定の成果を挙げ、相当数の朝鮮人が日本側に付いていた状況を見出そうと努力し、壬辰倭乱により朝鮮が得た成果(武器の発達、倭城修築技術など)も存在していることを浮き上がらせようとしている。

II. 批評

1. 壬辰倭乱を「朝鮮の役」と表現しようとする見解に対する批判： 筆者の戦争観に問題があるとする。国内の反乱や辺境を騒がした行為を鎮圧するという意味で「役」という用語は使用されている。侵略当事者の戦争観を表す用語を現在そのまま使用することは、侵略者の見解に同感するものと感じられ、非常な違和感を感じる。韓国側が受け入れられない概念を一方的に使用することは、これまでの対話を原点に戻してしまう恐れがある。

2. 人と事物の流れが一方的に記述されており、偏向しているようだという問題意識について： 壬辰倭乱の性格が何であるのか、通信使が往来していた隣国に対する侵略が何を意味しているのかに対し全く注目せず、単なる勝敗史観から戦闘そのものだけに注目しようとしており、狭い視野から見ようとする観点が見られる。多くの研究が指摘しているように、壬辰倭乱は権力による大規模な略奪戦争だった。陶磁器、活字、書籍など必要なものは何であれ奪っていった。技術者たちも連れて行った。朝鮮から人と物資が日本へと移動したのは余りに自明の事実だ。もちろん、戦争遂行のためには多くの兵士と物資が朝鮮へと移動したであろう。だが、それが物資の略奪を埋め合わせるものではない。

3. 還住政策の成果を強調する観点について

戦争は暴力を伴う。還住政策の成果を強調することは戦争の暴力、脅威、恐怖といった状況を理解できていないことであり、生きるために人間が卑屈になるしかない状況を歪曲することであり、さらには暴力的戦争を美化する結果をもたらす。いかなる戦争であれ、対人宣撫工作は行われるものだ。日本統一の過程にだけ存在するものではなく全世界の戦争において見られる形態だ。壬辰倭乱における還住政策が成功したのであれば、両国間に不倶戴天の敵対関係は生まれなかつただろう。その政策が成功しなかつたため、最後まで抵抗したことを把握しなければならない。筆者が、この程度の成果について還住政策の成功だと表現しているのは戦争を全く理解していないということだ。とともに、朝鮮の附倭に対する強硬策が還住政策の成功を妨げる意味があることを筆者は理解していないのか、それには触れておらず、かえって附倭に対する強硬策により朝鮮へ帰れなかつたという状況だけに触れている。

4. 兵糧の確保は十分だったという見解について

戦争において兵糧の確保は常に十分だったという話は成り立たない。多くの史料を無視し、必要な史料だけを収集したため、そうした主張が可能なのだ。いくら有利な戦争でも兵糧の問題はつきまとう。さらに義兵と水軍の活躍で日本軍が兵糧不足で苦しんだというのは常識であり、多くの資料から確認できる。

5. 日本から朝鮮への技術の伝播を無視してはならないという見解について

鳥銃や築城については既に多くの研究があり、教科書にも記述されている。新しい見解ではない。壬辰倭乱を通じ朝鮮の武器技術は急激に発展した。伝統的に火薬・武器が優れていると自負していた朝鮮は戦争を通じ技術開発に拍車をかけた。戦争後期、亀甲船に搭載した大砲の威力が日本の水軍を混乱に落し入れたことはその好例だ。倭城の構築についても同様である。

Ⅲ. <おわりに>

太田の論文は戦争化の占領地において現れた複雑な人間の行動と社会の変化について一定の部分で既存研究とは異なる新しい面を見せており、その点において意味がある。だが壬辰倭乱をいかに記述し、教えるかについての考慮が全く見られず、壬辰倭乱に対する肯定的な再評価を行おうという意図にはもどかしさを感じる。

壬辰倭乱以降、二百年余りの間、朝鮮と徳川幕府の間で平和な関係が維持されたのは壬辰倭乱に対する反省を共有していたためだったことを強調する必要がある。

現在、韓国と日本は植民地支配に対し反省し、日韓間での未来志向的な関係を確立しようと努めている。日韓歴史共同委員会の課題もまさにそこにある。また教科書小グループの共同責任はどのような教科書の記述が望ましいのかを考察するところにある。

だが、発表文は、もちろん筆者の意図するところではなかつただろうが、再度壬辰倭乱に対する対決的な立場から、新たに肯定的に評価しようという意図が読み取れるもので、大変当惑した。戦争に対する批判を共有せずには未来志向的な日韓関係にはほど遠いことに、筆者が深く思いを寄せられることをお願いしたい。

批評文へのコメント(太田秀春)

まず、批評に対して感謝したい。

はじめに、この論文の前提となる認識について述べたい。筆者は戦争という行為によって起こされる悲惨な状況についても十分認識している。同時代の関連資料をみているのでその点は常に意識しており、戦争を肯定したり賛美しようとしたりする考えは毛頭ない。これらはあまりにも自明のことであり、また分量の問題などもあって論文中では特に言及しなかったが、誤解を避けるためここで改めて述べておきたい。以下は、すべてこのような認識を大前提とした上でのコメントである。

戦争の名称については、論文で述べた通りとりあえずとして「朝鮮の役」を用いている。日本が歴史的に使用してきた戦争を意味する「役」を利用したのは、反乱の鎮圧などではなく「役」という漢字が有する基本的な意味である「戦争」からである。将来的に日・韓・中の三国で共通のフラットな視点から語ることのできる名称が形成され、一般に受け入れられるかどうかは別として、学術的な交流の場で用いることができるようになればと望んでいることは、論文で述べたとおりである。

名称についての好例として倭城がある。倭城は秀吉軍が朝鮮半島に築いた日本式城郭のことで、もともと韓国で使用されていた用語である。日本では「倭」という文字のイメージから倭城という呼称がスムーズに受け入れられなかったようである。しかし、この分野での日韓学術交流が盛んになり、やがて学術用語として日本でも倭城の名称が定着し一般化し、現在では日韓共通の用語となっている。

また、人的・物的な移動や還住政策に応じた朝鮮人(「附倭」)、兵糧や技術伝播の問題などに対する指摘もあるが、これらは教科書に記述する歴史的事実の前提として、このような史実も存在していたというものであり、戦争の持つ多様な面を明らかにしていく必要があるという視点からの考察であって、ことさら強調しようというものではない。したがって、戦争という状況下で起こっていた史実について、従来と同様の研究ではなく、新たな多角的な視点からその姿を明らかにしていくことが、研究を進展させる上で重要であろうという認識である。

還住政策によって一定数の朝鮮人が「附倭」となった事例も、論文で明記しているように戦争という状況下で住民達が生きていくための必死の選択であり、還住した住民達に対する上官狩りなどの日本軍の要求はまさに狡猾ともいえるもので、そのような支配が地域住民の心理や朝鮮社会に残した爪痕の大きさは想像に難くない。つまり、還住の過程や結果を明らかにすることは、戦争に翻弄される住民の悲惨な姿を明らかにする作業でもある。

繰り返しになるが、筆者は戦争を肯定したり賛美したりするつもりはなく、ましてや日本軍の「成果」を強調するものでもない。教科書記述の前提となる研究が重要である。教科書にあらわれる戦争のもつ多様な面を明らかにし、それらの事実をどのようにとらえればよいのかという問題が、日韓両国の研究者によって真摯に検討されていくことを望んでいる。その結果がやがて教科書に反映され、日韓の歴史認識の差異が問題ない水準になることを願っている。